

令和3年度岩手県薬事審議会

日時：令和3年7月27日(火)

午前10時から午前11時30分まで

場所：岩手県公会堂 26号室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出・副会長選出
- 5 報告事項
岩手県の薬事行政の概要について
- 6 協議事項
地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る認定事務並びに調査審議について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

《配布資料》

資料No. 1：薬務行政概要2021（令和3年度版）

資料No. 2：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等
に関する法律の一部改正について

資料No. 3：地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る認定事務
並びに調査審議について

令和3年度岩手県薬事審議会 出席者名簿

任期：令和3年6月22日から令和5年6月21日まで

【委員】

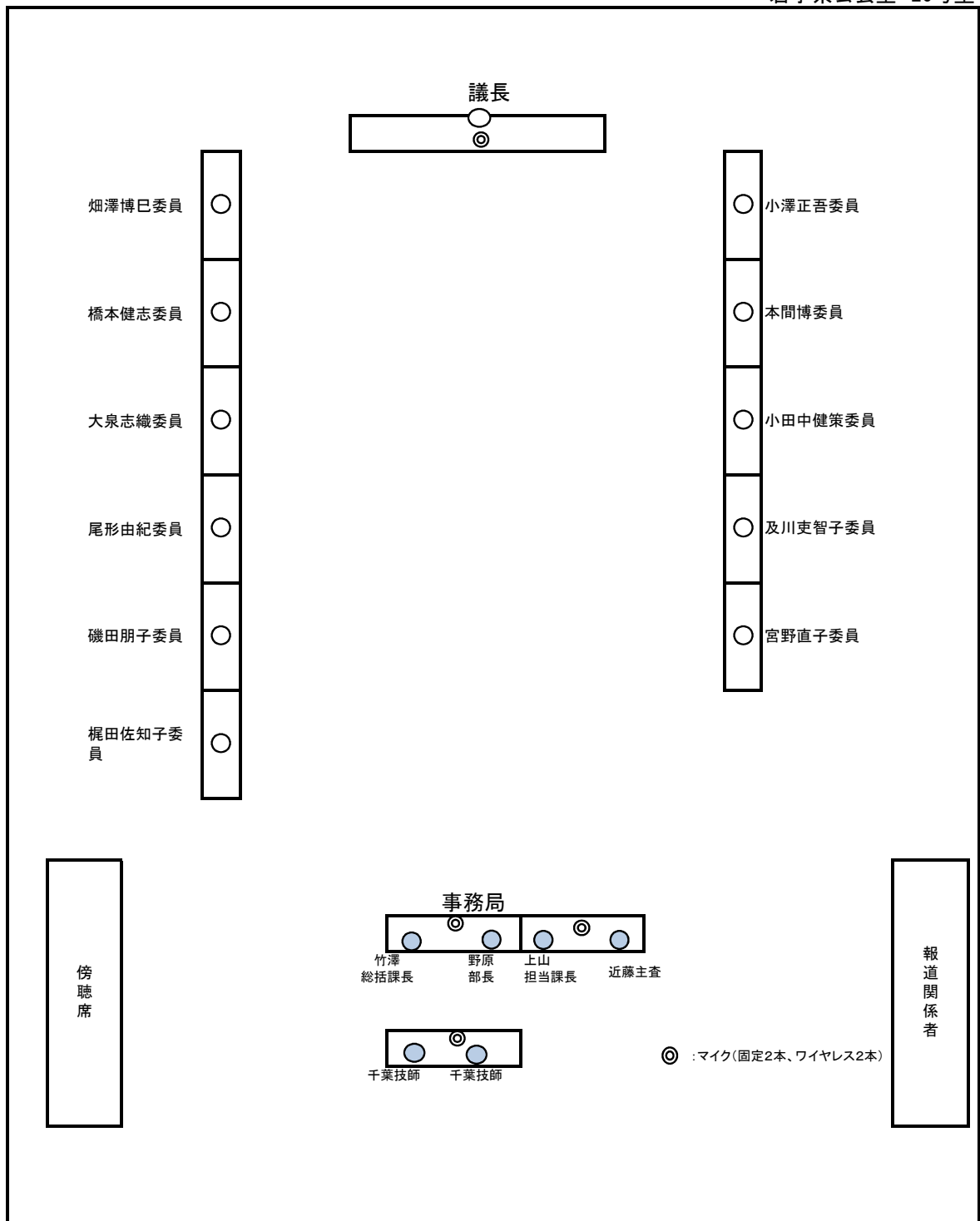
区分	氏名	所属・職	備考
薬事関係団体	畑澤 博巳	一般社団法人岩手県薬剤師会 会長	
	橋本 健志	岩手県医薬品卸業協会 理事	
	大泉 志織	岩手県医薬品登録販売者協会 理事	
	高橋 裕介	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 岩手県支部	欠席
	尾形 由紀	岩手県立千厩病院 薬剤科長	
消費者を 代表する者	磯田 朋子	岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長	
	梶田 佐知子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 事務局長	
学識経験者	小澤 正吾	岩手医科大学薬学部医療薬科学講座 薬物代謝動態学分野 教授	
	本間 博	一般社団法人岩手県医師会 副会長	
	小田中 健策	一般社団法人岩手県歯科医師会 副会長	
	及川 吏智子	公益社団法人岩手県看護協会 会長	
関係行政機関	宮野 直子	盛岡市保健所 薬剤主査	

【事務局】

所属	職	氏名	備考
保健福祉部	部長	野原 勝	
保健福祉部 健康国保課	総括課長	竹澤 智	
	薬務担当課長	上山 昭	
	主査	近藤 誠一	
	技師	千葉 航洋	
	技師	千葉 紀蘭理	

席 図

岩手県公会堂 26号室



岩手県薬事審議会条例

令和3年3月28日
岩手県条例第13号

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、岩手県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 薬事関係団体の役職員
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。